

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成17～25年度)

(対象：正会員・準会員191行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成17年度	3,855	2,980	33	41
平成17年度下期	2,411	1,605	20	17
平成18年度	4,168	2,180	43	54
平成19年度	2,599	1,209	43	59
平成20年度	2,000	987	32	22
平成21年度	2,343	1,178	30	33
平成22年度	1,985	1,116	27	45
平成23年度	1,462	649	26	41
平成23年 4月～6月	400	192	7	9
平成23年 7月～9月	375	159	8	20
平成23年10月～12月	387	168	8	10
平成24年 1月～3月	300	130	3	2
平成24年度	1,027	430	17	9
平成24年 4月～6月	278	108	5	3
平成24年 7月～9月	290	113	4	2
平成24年10月～12月	248	117	5	3
平成25年 1月～3月	211	93	3	1
平成25年度	894	443	19	13
平成25年 4月～6月	234	107	6	5
平成25年 7月～9月	206	132	5	3
平成25年10月～12月	266	126	6	4
平成26年 1月～3月	188	78	2	1

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	1,991	1,762	88.5%
平成21年度	2,326	2,078	89.3%
平成22年度	1,980	1,755	88.6%
平成23年度	1,439	1,274	88.5%
平成23年 4月～6月	397	354	89.2%
平成23年 7月～9月	371	319	86.0%
平成23年10月～12月	381	341	89.5%
平成24年 1月～3月	290	260	89.7%
平成24年度	995	895	89.9%
平成24年 4月～6月	270	246	91.1%
平成24年 7月～9月	283	255	90.1%
平成24年10月～12月	239	210	87.9%
平成25年 1月～3月	203	184	90.6%
平成25年度	792	700	88.4%
平成25年 4月～6月	221	204	92.3%
平成25年 7月～9月	196	166	84.7%
平成25年10月～12月	231	199	86.1%
平成26年 1月～3月	144	131	91.0%

(注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	254	111	6	3
平成26年4月～6月	254	111	6	3
平成26年7月～9月				
平成26年10月～12月				
平成27年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	85	76	89.4%
平成26年4月～6月	85	76	89.4%
平成26年7月～9月			
平成26年10月～12月			
平成27年1月～3月			

- (注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。
- (注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。
- (注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上